

# 任意継続被保険者制度のご案内

1. 加入要件と申請期限
  2. 加入期間
  3. 申請方法
  4. 払込取扱票（納付書）の送付
  5. 各種証類の交付
  6. 資格の喪失（脱退）
  7. 保険料額
  8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日
  9. 健康保険組合への届出
  10. 保険給付
  11. 保健事業の利用
  12. 資格喪失後の受診
- 別紙 Q & Aあり

令和8年5月版

KDDI健康保険組合

<https://www.kddikenpo.or.jp/>

## 1. 加入要件と申請期限

- ① 加入要件（a・bともに該当している方がご加入可能です）
  - a) 退職などによって被保険者資格を喪失（脱退）していること
  - b) 被保険者であった期間が、資格喪失（脱退）日の前日まで継続して2ヶ月以上あること
- ② 申請期限  
会社を退職した日の翌日（被保険者資格を失った日）から20日以内（健康保険組合必着）

### 重要

- 任意継続被保険者制度の保険料と国民健康保険の保険料を比較し、負担の少ない方の制度を選択してください。

#### 【注意】

お勤めの際の保険料の半分は事業主が負担していますが、任意継続被保険者は全額自己負担となります。（任意継続保険料の算出方法は6～9ページ目参照）

また、国民健康保険の保険料は、前年の所得やご家族で加入される方の人数などにより市区町村ごとに設定されておりますので、各自お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

★任意継続被保険者制度の保険料計算の基礎となる標準報酬月額が不明である場合は、直近の給与明細書などをご確認をいただくか、お勤めだった会社様へご照会ください。

★任意継続被保険者制度2年満了後は、国民健康保険へ加入、もしくはご家族の扶養として他の健康保険への加入となります。任意継続被保険者制度2年満了日が近くなりましたら、満了通知とともに、次の健康保険へご加入する際に必要となる資格喪失証明書をご自宅に送付します。

## 2. 加入期間

任意継続被保険者の資格を取得した日（会社を退職した日の翌日）から**2年間**です。

※75歳になると、後期高齢者医療制度に加入となるため、2年以内でも資格が喪失（脱退）となります。

### 3. 申請方法

次の書類を準備のうえ、**健康保険組合**にご提出ください。**※郵送受付のみ**

<提出先>

**〒108-8623**

**東京都港区高輪2-21-1 THE LINKPILLAR 1 NORTH 18F**

**KDDI健康保険組合 任意継続担当あて**

#### <①必須書類>

●健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

●住民票の**原本**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・個人番号（マイナンバー）記載あり）

- a. 申請する家族（被扶養者）がいらっしゃらない場合は、本人のみの住民票
- b. 申請する家族（被扶養者）が同居の場合は、世帯全員の住民票（続柄記載のもの）
- c. 申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人の住民票および別居先の世帯全員の住民票（続柄記載のもの）

#### <② 申請する家族がいる場合の必須書類> ※必要に応じて

●申請する家族（被扶養者）の直近年度の所得（課税・非課税）証明書の**原本**

※**16歳以上必須**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・**年金受給者**は年金額のわかる振込通知書のコピーもご提出ください）

※**収入がない方でもご提出が必要です。**

※**源泉徴収票での代用は不可です。**

●申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人（被保険者）からの送金証明直近3ヶ月分（通帳のコピー等） ※手渡し不可

#### 【提出方法について】

送付の際は、特定記録郵便や簡易書留など追跡記録が確認できる郵便でお送りいただくことを**強く推奨**いたします。社内便や普通郵便など追跡記録の確認できない郵便でお送りいただいた場合の到着遅延や不着等のトラブルにつきましては、当組合では一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

### 4. 払込取扱票（納付書）の送付

健康保険組合では、事業主様からの資格喪失の届出および本人（被保険者）様からの申請書類を受理次第、払込取扱票（納付書）を特定記録郵便で送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で保険料を納付期限日までに納付してください。

## 5. 各種証類の交付

健康保険証は、令和7年12月2日をもって廃止となり、利用ができなくなりました。マイナンバーカードを健康保険証として利用できます（要利用登録）。

なお、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するには事前登録が必要です

### ◆マイナンバーカードで受診するための準備◆

- ①マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカードを取得する  
マイナンバーカードの作成についての詳細は、以下のマイナンバーカード総合サイトをご確認ください。[\(https://www.kojinbango-card.go.jp/\)](https://www.kojinbango-card.go.jp/)
- ②マイナンバーカードをお持ちの方は、健康保険証利用の申し込みを行う
  - ★医療機関や薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーで行う
  - ★ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリで行う
  - ★セブン銀行のATMで行う登録方法についての詳細は、以下のページをご確認ください。  
厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40391.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)  
マイナポータル：[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)
- ③マイナポータルでご自身の登録情報の確認を行う  
マイナンバーカードで医療機関等を受診する際は、**マイナンバーカードの健康保険証利用のお申込みだけでなく、オンライン資格確認等システムにデータ登録がされている必要があります**。初回保険料の納付を確認後に、当組合よりお送りする加入お手続き完了の文書がお手元に到着しましたら、マイナポータルにログインし、「ホーム」→「証明書」→「健康保険証」で登録情報をご確認ください。

### ◆交付する各種証類について◆

下記のいずれか交付いたします。

- マイナ保険証をお持ちの方につきましては、当組合にて資格情報のデータ登録が完了し、マイナンバーによる情報連携されたこと（＝マイナ保険証の利用が可能となったこと）をお知らせする「資格情報のお知らせ」を交付します。
- マイナンバーカードをお持ちでない、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていないなどの理由で、マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けられない方につきましては、「資格確認書」を交付します。

## ★各種証類の概要★

マイナ保険証	健康保険証の利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。 医療機関へ提示すれば、保険診療を受けることができます。
資格確認書	マイナ保険証をお持ちでない方などに交付するものです。 従来の健康保険証と同じ効力を持ちます。医療機関へ提示すれば、保険診療を受けることができます。
資格情報のお知らせ	当組合に資格情報が正しく登録されたことのお知らせする文書です。 このお知らせのみでは医療機関を受診することはできません。 医療機関でオンライン資格確認が導入されていない、またはシステムの都合でオンライン資格確認ができなかった場合、マイナンバーカードと一緒に提示すれば保険診療を受けることができます。

### ◆初回保険料の入金から各種証類の交付まで◆

当組合にて、加入開始月の保険料（初回保険料）の入金が確認でき次第、各種証類をご自宅宛に送付します。

また、各種証類が送付されるまでの間に、医療機関を受診する場合には、新しい資格の切り替え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願いいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、各種証類を受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくこととなります。

## 6. 資格の喪失（脱退）

次のいずれかに該当した場合は、任意継続被保険者の資格が喪失（脱退）となります。

なお、以下の理由以外での脱退はできません。

②・④・⑦に該当の場合は、「健康保険任意継続資格喪失申出書」の提出が必要です。  
書類は当組合ホームページより印刷が可能です。

また、⑥に該当する場合は、別途届出が必要となりますので、KDDI 健保へご連絡ください。

- ① 「任意継続被保険者」となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ④ 就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の適用を受ける満75歳になったとき
- ⑥ 65歳以上75歳未満で寝たきり等、市区町村の障害認定を受け後期高齢者制度の適用となったとき
- ⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、当組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

## 7. 保険料額

令和8年度の保険料率は以下の通りです。

・健康保険料率：9.9%      ・介護保険料率：1.6%

・子ども・子育て支援料率（★）：0.23%

（令和8年4月保険料納付分より開始）

（★）令和8年4月より新設されました。詳細は、9ページをご確認ください

保険料額は、退職時に適用されていた標準報酬月額（※）に保険料率を乗じて求められます。

（※）標準報酬月額とは、毎月のお給料の支給額を一定の範囲にあてはめたもの

※KDDI健保は、任意継続被保険者の標準報酬月額に上限を設けることができます。令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）は、標準報酬月額の上限を設けておりませんが、令和9年度（令和9年4月）以降は、標準報酬月額の上限を設ける予定です。標準報酬月額の上限は、原則、前年度の9月30日時点の全被保険者の標準報酬月額を平均した額をもとに定められることとなりますが、上限の金額等の詳細は決定次第、ホームページ等でお知らせいたします。なお、令和7年度・令和8年度に加入し上限の適用を受けていない方が、令和9年度に引き続き加入する場合も上限が適用されます。

### 【簡易版 令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）保険料計算方法】

直近の給与明細書に記載されている

「健康保険料」と「介護保険料」と「子ども・子育て支援金（▲）」の合計額の約2倍

※会社籍中は保険料を事業主と本人（被保険者）、それぞれ折半で負担をしていましたが、退職後、継続してご加入される方は、事業主の負担がなくなるため、本人（被保険者）が保険料の全額を自己負担することになります。

★退職月に支給される給与は、2か月分の保険料が控除されている場合がありますので、退職月以外で直近の給与明細書をご確認ください。

▲子ども・子育て支援金は、令和8年4月より新設されました。令和8年4月分保険料より納付開始となり、年齢や世帯状況（単身・家族）にかかわらず全被保険者が負担します。

令和8年4月支払以前の給与明細書では制度開始前となり、控除されていないため確認できませんが、どの程度の金額を負担するかにつきましては、10・11ページに記載の「KDDI健康保険組合保険料月額表（令和8年度在職者用）」にて、ご確認ください。

## 【詳細版】保険料の確認方法 ①～③

- ① 直近の給与明細書にて、控除されている「健康保険料」・「介護保険料」・「子ども・子育て支援金（▲）」を確認する。

★退職月に支給される給与は、2ヶ月分の保険料が控除されている場合がありますので、退職月以外で直近の給与明細書をご確認ください。

▲子ども・子育て支援金は、令和8年4月より新設されました。令和8年4月分保険料より納付開始となります。

●●株式会社 20XX年●月分		こちらは給与明細書のサンプルです。					
勤怠	残業日数	出席日数	残業時間				
	22	22	5				
支給	基本給	職務手当	通勤手当	時間外手当	家族手当	資格手当	総支給額
	200,000		10,850	7,900			218,750
控除	健康保険	厚生年金	雇用保険	介護保険	所得税	住民税	控除合計額
	20,000		10,850	7,900			38,750
	▲ 子ども・子育て支援金						差引支給額
							180,000

★ ⇒ 介護保険料の納付対象者のご説明は、8ページをご確認ください。

▲ ⇒ 子ども・子育て支援金は、令和8年4月分保険料より納付開始となります。令和8年4月支払以前の給与明細書では、制度開始前のため控除されておりませんが、年齢や世帯状況（単身・家族）にかかわらず全被保険者が負担することとなります。詳細は9ページ、どの程度の金額を負担するかは10・11ページの「KDDI健康保険組合保険料月額表（令和8年度在籍者用）」②子ども・子育て支援金の項目にてご確認ください。

② 『KDDI 健康保険組合保険料月額表（令和8年度在職者用）』（10・11ページ）より、保険料月額表枠内にある、**A** 保険料計算用にて、①で確認した「健康保険料」の金額を探す。

③ 【①での確認で介護保険料が控除されていない方】

②で確認した金額と同じ行を右へ進むと **B** 合計が月々の保険料額です。

【①での確認で介護保険料が控除されている方】

②で確認した金額と同じ行を右へ進むと **C** 合計が月々の保険料額です。

### KDDI健康保険組合保険料月額表(令和8年度 在職者用)

令和8年4月分(5月納付分)保険料から適用

健康保険料率 被保険者負担率：4.95% 事業主負担率：4.95% 合計：9.90%  
 子ども・子育て支援金率 被保険者負担率：0.115% 事業主負担率：0.115% 合計：0.230%  
 介護保険料率 被保険者負担率：0.80% 事業主負担率：0.80% 合計：1.60%

等級	標準報酬月額	保険料計算用 給与明細に記載されている 健康保険料 控除額	保険料月額														
			①健康保険料			②子ども・子育て支援金			①+②=合計		③介護保険料			①+②+③=合計			
			被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
22	300,000	14,850	14,850	14,850	29,700	345	345	690	15,195	15,195	30,390	2,400	2,400	4,800	17,595	17,595	35,190
23	320,000	15,840	15,840	15,840	31,680	368	368	736	16,208	16,208	32,416	2,560	2,560	5,120	18,768	18,768	37,536
24	340,000	16,830	16,830	16,830	33,660	391	391	782	17,221	17,221	34,442	2,720	2,720	5,440	19,941	19,941	39,882
25	360,000	17,820	17,820	17,820	35,640	414	414	828	18,234	18,234	36,468	2,880	2,880	5,760	21,114	21,114	42,228
26	380,000	18,810	18,810	18,810	37,620	437	437	874	19,247	19,247	38,494	3,040	3,040	6,080	22,287	22,287	44,574

※上記の表は「保険料月額表（令和8年度 在職者用）」を一部抜粋したものですので、10・11ページ目をご確認ください。

給与明細書にて介護保険料が控除されている方は、「保険料月額表（令和8年度 在職者用）」の③介護保険料の項目にて金額をご確認ください。

#### <介護保険料について>

40歳から64歳までの本人（被保険者）または家族（被扶養者）がいる場合は、介護保険料を当組合へ納付していただく必要があります。

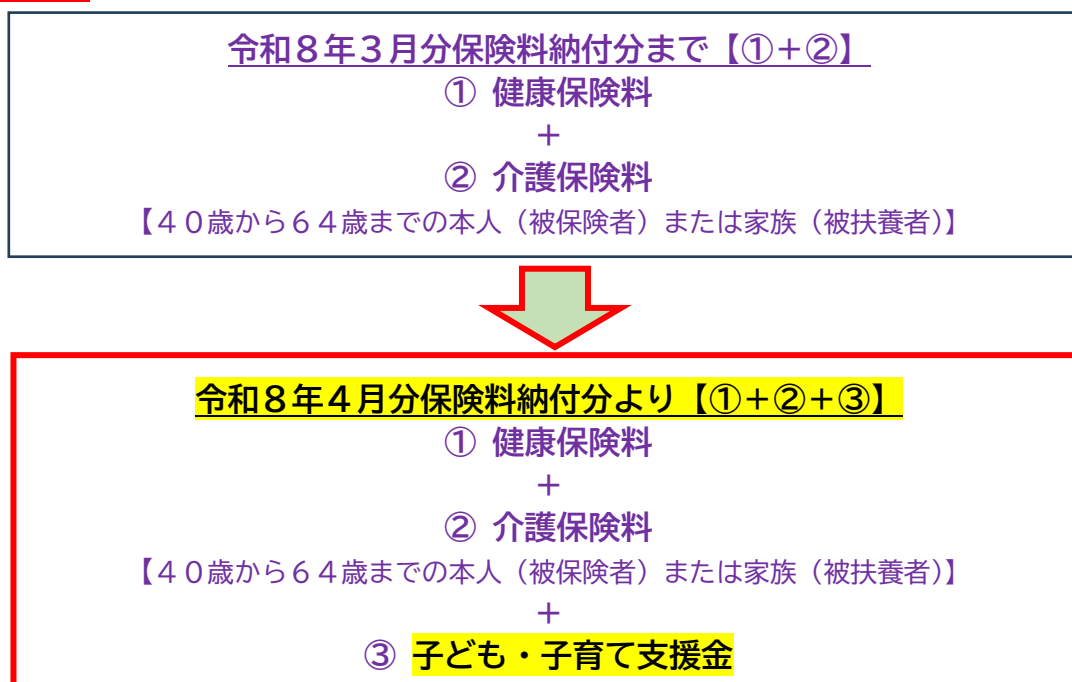
また、介護保険料の納付の要否は、40歳から64歳までの加入者の有無のみで判定されますので、40歳から64歳までの加入者が2人以上いる状態で、その人数が1人増減しても金額に変更はありません。

◆介護保険料の納付が必要となるケース（一例）※納付する金額はすべて同じです。

- ・本人（被保険者）が65歳、家族（被扶養者）が60歳の場合
- ・本人（被保険者）が60歳、家族（被扶養者）が65歳の場合
- ・本人（被保険者）が60歳、家族（被扶養者）が60歳の場合

## <子ども・子育て支援金制度について>

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新たな分かち合い・連帯の仕組みです。令和8年4月分保険料より健康保険料・介護保険料と合わせて納付することとなります。



### ・納付対象者

全ての被保険者が対象となり、年齢や世帯状況（単身・家族）にかかわらず負担が発生します。

### ・負担額

子ども・子育て支援金は、国が一律の支援金率を示すことになっており、支援金率は2026年度の0.23%からスタートし、2028年度には約0.4%に段階的に引き上げられる予定です。但し、国が2028年度には最大規模を決めているため、今後右肩上がりが増え続けることはありません。

### ・計算方法

任意継続被保険者に係る子ども・子育て支援金負担額は、健康保険料や介護保険料の算出方法と同様で、退職時の標準報酬月額に子ども・子育て支援金率を乗じて得た額となります。

例) 退職時の標準報酬月額30万円、支援金率が0.23%の場合

退職時の標準報酬月額30万円×支援金率0.23%=690円/月の負担となる

※会社在职中の保険料は、事業主と本人（被保険者）、それぞれ折半で負担となりますが、「任意継続被保険者」になりますと、事業主の負担がなくなるため、本人（被保険者）が保険料の全額を負担することになります。

給与支払日が、令和8年3月までの給与明細書【退職月以外（★）】をお手持ちの場合、下記でご確認ください。

★退職月に支給される給与は、2ヶ月分の保険料の控除がされている場合がありますので、退職月以外で直近の給与明細書をご確認ください。

## KDDI健康保険組合保険料月額表(令和8年度 在職者用)

令和8年4月分(5月納付分)保険料から適用

健康保険料率 被保険者負担率: 4.95% 事業主負担率: 4.95% 合 計: 9.90%  
 子ども・子育て支援金率 被保険者負担率: 0.115% 事業主負担率: 0.115% 合 計: 0.230%  
 介護保険料率 被保険者負担率: 0.80% 事業主負担率: 0.80% 合 計: 1.60%

等級	標準報酬月額	保険料計算用 給与明細に 記載されている 健康保険料 控除額	保 険 料 月 額														
			①健康保険料			②子ども・子育て支援金			①+②=合計			③介護保険料			①+②+③=合計		
			被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	58,000	2,900	2,871	2,871	5,742	66	67	133	2,937	2,938	5,875	464	464	928	3,401	3,402	6,803
2	68,000	3,400	3,366	3,366	6,732	78	78	156	3,444	3,444	6,888	544	544	1,088	3,988	3,988	7,976
3	78,000	3,900	3,861	3,861	7,722	89	90	179	3,950	3,951	7,901	624	624	1,248	4,574	4,575	9,149
4	88,000	4,400	4,356	4,356	8,712	101	101	202	4,457	4,457	8,914	704	704	1,408	5,161	5,161	10,322
5	98,000	4,900	4,851	4,851	9,702	112	113	225	4,963	4,964	9,927	784	784	1,568	5,747	5,748	11,495
6	104,000	5,200	5,148	5,148	10,296	119	120	239	5,267	5,268	10,535	832	832	1,664	6,099	6,100	12,199
7	110,000	5,500	5,445	5,445	10,890	126	127	253	5,571	5,572	11,143	880	880	1,760	6,451	6,452	12,903
8	118,000	5,900	5,841	5,841	11,682	135	136	271	5,976	5,977	11,953	944	944	1,888	6,920	6,921	13,841
9	126,000	6,300	6,237	6,237	12,474	144	145	289	6,381	6,382	12,763	1,008	1,008	2,016	7,389	7,390	14,779
10	134,000	6,700	6,633	6,633	13,266	154	154	308	6,787	6,787	13,574	1,072	1,072	2,144	7,859	7,859	15,718
11	142,000	7,100	7,029	7,029	14,058	163	163	326	7,192	7,192	14,384	1,136	1,136	2,272	8,328	8,328	16,656
12	150,000	7,500	7,425	7,425	14,850	172	173	345	7,597	7,598	15,195	1,200	1,200	2,400	8,797	8,798	17,595
13	160,000	8,000	7,920	7,920	15,840	184	184	368	8,104	8,104	16,208	1,280	1,280	2,560	9,384	9,384	18,768
14	170,000	8,500	8,415	8,415	16,830	195	196	391	8,610	8,611	17,221	1,360	1,360	2,720	9,970	9,971	19,941
15	180,000	9,000	8,910	8,910	17,820	207	207	414	9,117	9,117	18,234	1,440	1,440	2,880	10,557	10,557	21,114
16	190,000	9,500	9,405	9,405	18,810	218	219	437	9,623	9,624	19,247	1,520	1,520	3,040	11,143	11,144	22,287
17	200,000	10,000	9,900	9,900	19,800	230	230	460	10,130	10,130	20,260	1,600	1,600	3,200	11,730	11,730	23,460
18	220,000	11,000	10,890	10,890	21,780	253	253	506	11,143	11,143	22,286	1,760	1,760	3,520	12,903	12,903	25,806
19	240,000	12,000	11,880	11,880	23,760	276	276	552	12,156	12,156	24,312	1,920	1,920	3,840	14,076	14,076	28,152
20	260,000	13,000	12,870	12,870	25,740	299	299	598	13,169	13,169	26,338	2,080	2,080	4,160	15,249	15,249	30,498
21	280,000	14,000	13,860	13,860	27,720	322	322	644	14,182	14,182	28,364	2,240	2,240	4,480	16,422	16,422	32,844
22	300,000	15,000	14,850	14,850	29,700	345	345	690	15,195	15,195	30,390	2,400	2,400	4,800	17,595	17,595	35,190
23	320,000	16,000	15,840	15,840	31,680	368	368	736	16,208	16,208	32,416	2,560	2,560	5,120	18,768	18,768	37,536
24	340,000	17,000	16,830	16,830	33,660	391	391	782	17,221	17,221	34,442	2,720	2,720	5,440	19,941	19,941	39,882
25	360,000	18,000	17,820	17,820	35,640	414	414	828	18,234	18,234	36,468	2,880	2,880	5,760	21,114	21,114	42,228
26	380,000	19,000	18,810	18,810	37,620	437	437	874	19,247	19,247	38,494	3,040	3,040	6,080	22,287	22,287	44,574
27	410,000	20,500	20,295	20,295	40,590	471	472	943	20,766	20,767	41,533	3,280	3,280	6,560	24,046	24,047	48,093
28	440,000	22,000	21,780	21,780	43,560	506	506	1,012	22,286	22,286	44,572	3,520	3,520	7,040	25,806	25,806	51,612
29	470,000	23,500	23,265	23,265	46,530	540	541	1,081	23,805	23,806	47,611	3,760	3,760	7,520	27,565	27,566	55,131
30	500,000	25,000	24,750	24,750	49,500	575	575	1,150	25,325	25,325	50,650	4,000	4,000	8,000	29,325	29,325	58,650
31	530,000	26,500	26,235	26,235	52,470	609	610	1,219	26,844	26,845	53,689	4,240	4,240	8,480	31,084	31,085	62,169
32	560,000	28,000	27,720	27,720	55,440	644	644	1,288	28,364	28,364	56,728	4,480	4,480	8,960	32,844	32,844	65,688
33	590,000	29,500	29,205	29,205	58,410	678	679	1,357	29,883	29,884	59,767	4,720	4,720	9,440	34,603	34,604	69,207
34	620,000	31,000	30,690	30,690	61,380	713	713	1,426	31,403	31,403	62,806	4,960	4,960	9,920	36,363	36,363	72,726
35	650,000	32,500	32,175	32,175	64,350	747	748	1,495	32,922	32,923	65,845	5,200	5,200	10,400	38,122	38,123	76,245
36	680,000	34,000	33,660	33,660	67,320	782	782	1,564	34,442	34,442	68,884	5,440	5,440	10,880	39,882	39,882	79,764
37	710,000	35,500	35,145	35,145	70,290	816	817	1,633	35,961	35,962	71,923	5,680	5,680	11,360	41,641	41,642	83,283
38	750,000	37,500	37,125	37,125	74,250	862	863	1,725	37,987	37,988	75,975	6,000	6,000	12,000	43,987	43,988	87,975
39	790,000	39,500	39,105	39,105	78,210	908	909	1,817	40,013	40,014	80,027	6,320	6,320	12,640	46,333	46,334	92,667
40	830,000	41,500	41,085	41,085	82,170	954	955	1,909	42,039	42,040	84,079	6,640	6,640	13,280	48,679	48,680	97,359
41	880,000	44,000	43,560	43,560	87,120	1,012	1,012	2,024	44,572	44,572	89,144	7,040	7,040	14,080	51,612	51,612	103,224
42	930,000	46,500	46,035	46,035	92,070	1,069	1,070	2,139	47,104	47,105	94,209	7,440	7,440	14,880	54,544	54,545	109,089
43	980,000	49,000	48,510	48,510	97,020	1,127	1,127	2,254	49,637	49,637	99,274	7,840	7,840	15,680	57,477	57,477	114,954
44	1,030,000	51,500	50,985	50,985	101,970	1,184	1,185	2,369	52,169	52,170	104,339	8,240	8,240	16,480	60,409	60,410	120,819
45	1,090,000	54,500	53,955	53,955	107,910	1,253	1,254	2,507	55,208	55,209	110,417	8,720	8,720	17,440	63,928	63,929	127,857
46	1,150,000	57,500	56,925	56,925	113,850	1,322	1,323	2,645	58,247	58,248	116,495	9,200	9,200	18,400	67,447	67,448	134,895
47	1,210,000	60,500	59,895	59,895	119,790	1,391	1,392	2,783	61,286	61,287	122,573	9,680	9,680	19,360	70,966	70,967	141,933
48	1,270,000	63,500	62,865	62,865	125,730	1,460	1,461	2,921	64,325	64,326	128,651	10,160	10,160	20,320	74,485	74,486	148,971
49	1,330,000	66,500	65,835	65,835	131,670	1,529	1,530	3,059	67,364	67,365	134,729	10,640	10,640	21,280	78,004	78,005	156,009
50	1,390,000	69,500	68,805	68,805	137,610	1,598	1,599	3,197	70,403	70,404	140,807	11,120	11,120	22,240	81,523	81,524	163,047

給与支払日が、令和8年4月以降の給与明細書【退職月以外(★)】をお手持ちの場合、下記でご確認ください。

★退職月に支給される給与は、2ヶ月分の保険料の控除がされている場合がありますので、退職月以外で直近の給与明細書をご確認ください。

## KDDI健康保険組合保険料月額表(令和8年度 在職者用)

令和8年4月分(5月納付分)保険料から適用

健康保険料率 被保険者負担率: 4.95% 事業主負担率: 4.95% 合計: 9.90%  
 子ども・子育て支援金率 被保険者負担率: 0.115% 事業主負担率: 0.115% 合計: 0.230%  
 介護保険料率 被保険者負担率: 0.80% 事業主負担率: 0.80% 合計: 1.60%

等級	標準報酬月額	保険料計算用 給与明細に 記載されている 健康保険料 控除額	保険料月額														
			①健康保険料			②子ども・子育て支援金			①+②=合計			③介護保険料			①+②+③=合計		
			被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	2,871	2,871	2,871	5,742	66	67	133	2,937	2,938	5,875	464	464	928	3,401	3,402	6,803
2	68,000	3,366	3,366	3,366	6,732	78	78	156	3,444	3,444	6,888	544	544	1,088	3,988	3,988	7,976
3	78,000	3,861	3,861	3,861	7,722	89	90	179	3,950	3,951	7,901	624	624	1,248	4,574	4,575	9,149
4	88,000	4,356	4,356	4,356	8,712	101	101	202	4,457	4,457	8,914	704	704	1,408	5,161	5,161	10,322
5	98,000	4,851	4,851	4,851	9,702	112	113	225	4,963	4,964	9,927	784	784	1,568	5,747	5,748	11,495
6	104,000	5,148	5,148	5,148	10,296	119	120	239	5,267	5,268	10,535	832	832	1,664	6,099	6,100	12,199
7	110,000	5,445	5,445	5,445	10,890	126	127	253	5,571	5,572	11,143	880	880	1,760	6,451	6,452	12,903
8	118,000	5,841	5,841	5,841	11,682	135	136	271	5,976	5,977	11,953	944	944	1,888	6,920	6,921	13,841
9	126,000	6,237	6,237	6,237	12,474	144	145	289	6,381	6,382	12,763	1,008	1,008	2,016	7,389	7,390	14,779
10	134,000	6,633	6,633	6,633	13,266	154	154	308	6,787	6,787	13,574	1,072	1,072	2,144	7,859	7,859	15,718
11	142,000	7,029	7,029	7,029	14,058	163	163	326	7,192	7,192	14,384	1,136	1,136	2,272	8,328	8,328	16,656
12	150,000	7,425	7,425	7,425	14,850	172	173	345	7,597	7,598	15,195	1,200	1,200	2,400	8,797	8,798	17,595
13	160,000	7,920	7,920	7,920	15,840	184	184	368	8,104	8,104	16,208	1,280	1,280	2,560	9,384	9,384	18,768
14	170,000	8,415	8,415	8,415	16,830	195	196	391	8,610	8,611	17,221	1,360	1,360	2,720	9,970	9,971	19,941
15	180,000	8,910	8,910	8,910	17,820	207	207	414	9,117	9,117	18,234	1,440	1,440	2,880	10,557	10,557	21,114
16	190,000	9,405	9,405	9,405	18,810	218	219	437	9,623	9,624	19,247	1,520	1,520	3,040	11,143	11,144	22,287
17	200,000	9,900	9,900	9,900	19,800	230	230	460	10,130	10,130	20,260	1,600	1,600	3,200	11,730	11,730	23,460
18	220,000	10,890	10,890	10,890	21,780	253	253	506	11,143	11,143	22,286	1,760	1,760	3,520	12,903	12,903	25,806
19	240,000	11,880	11,880	11,880	23,760	276	276	552	12,156	12,156	24,312	1,920	1,920	3,840	14,076	14,076	28,152
20	260,000	12,870	12,870	12,870	25,740	299	299	598	13,169	13,169	26,338	2,080	2,080	4,160	15,249	15,249	30,498
21	280,000	13,860	13,860	13,860	27,720	322	322	644	14,182	14,182	28,364	2,240	2,240	4,480	16,422	16,422	32,844
22	300,000	14,850	14,850	14,850	29,700	345	345	690	15,195	15,195	30,390	2,400	2,400	4,800	17,595	17,595	35,190
23	320,000	15,840	15,840	15,840	31,680	368	368	736	16,208	16,208	32,416	2,560	2,560	5,120	18,768	18,768	37,536
24	340,000	16,830	16,830	16,830	33,660	391	391	782	17,221	17,221	34,442	2,720	2,720	5,440	19,941	19,941	39,882
25	360,000	17,820	17,820	17,820	35,640	414	414	828	18,234	18,234	36,468	2,880	2,880	5,760	21,114	21,114	42,228
26	380,000	18,810	18,810	18,810	37,620	437	437	874	19,247	19,247	38,494	3,040	3,040	6,080	22,287	22,287	44,574
27	410,000	20,295	20,295	20,295	40,590	471	472	943	20,766	20,767	41,533	3,280	3,280	6,560	24,046	24,047	48,093
28	440,000	21,780	21,780	21,780	43,560	506	506	1,012	22,286	22,286	44,572	3,520	3,520	7,040	25,806	25,806	51,612
29	470,000	23,265	23,265	23,265	46,530	540	541	1,081	23,805	23,806	47,611	3,760	3,760	7,520	27,565	27,566	55,131
30	500,000	24,750	24,750	24,750	49,500	575	575	1,150	25,325	25,325	50,650	4,000	4,000	8,000	29,325	29,325	58,650
31	530,000	26,235	26,235	26,235	52,470	609	610	1,219	26,844	26,845	53,689	4,240	4,240	8,480	31,084	31,085	62,169
32	560,000	27,720	27,720	27,720	55,440	644	644	1,288	28,364	28,364	56,728	4,480	4,480	8,960	32,844	32,844	65,688
33	590,000	29,205	29,205	29,205	58,410	678	679	1,357	29,883	29,884	59,767	4,720	4,720	9,440	34,603	34,604	69,207
34	620,000	30,690	30,690	30,690	61,380	713	713	1,426	31,403	31,403	62,806	4,960	4,960	9,920	36,363	36,363	72,726
35	650,000	32,175	32,175	32,175	64,350	747	748	1,495	32,922	32,923	65,845	5,200	5,200	10,400	38,122	38,123	76,245
36	680,000	33,660	33,660	33,660	67,320	782	782	1,564	34,442	34,442	68,884	5,440	5,440	10,880	39,882	39,882	79,764
37	710,000	35,145	35,145	35,145	70,290	816	817	1,633	35,961	35,962	71,923	5,680	5,680	11,360	41,641	41,642	83,283
38	750,000	37,125	37,125	37,125	74,250	862	863	1,725	37,987	37,988	75,975	6,000	6,000	12,000	43,987	43,988	87,975
39	790,000	39,105	39,105	39,105	78,210	908	909	1,817	40,013	40,014	80,027	6,320	6,320	12,640	46,333	46,334	92,667
40	830,000	41,085	41,085	41,085	82,170	954	955	1,909	42,039	42,040	84,079	6,640	6,640	13,280	48,679	48,680	97,359
41	880,000	43,560	43,560	43,560	87,120	1,012	1,012	2,024	44,572	44,572	89,144	7,040	7,040	14,080	51,612	51,612	103,224
42	930,000	46,035	46,035	46,035	92,070	1,069	1,070	2,139	47,104	47,105	94,209	7,440	7,440	14,880	54,544	54,545	109,089
43	980,000	48,510	48,510	48,510	97,020	1,127	1,127	2,254	49,637	49,637	99,274	7,840	7,840	15,680	57,477	57,477	114,954
44	1,030,000	50,985	50,985	50,985	101,970	1,184	1,185	2,369	52,169	52,170	104,339	8,240	8,240	16,480	60,409	60,410	120,819
45	1,090,000	53,955	53,955	53,955	107,910	1,253	1,254	2,507	55,208	55,209	110,417	8,720	8,720	17,440	63,928	63,929	127,857
46	1,150,000	56,925	56,925	56,925	113,850	1,322	1,323	2,645	58,247	58,248	116,495	9,200	9,200	18,400	67,447	67,448	134,895
47	1,210,000	59,895	59,895	59,895	119,790	1,391	1,392	2,783	61,286	61,287	122,573	9,680	9,680	19,360	70,966	70,967	141,933
48	1,270,000	62,865	62,865	62,865	125,730	1,460	1,461	2,921	64,325	64,326	128,651	10,160	10,160	20,320	74,485	74,486	148,971
49	1,330,000	65,835	65,835	65,835	131,670	1,529	1,530	3,059	67,364	67,365	134,729	10,640	10,640	21,280	78,004	78,005	156,009
50	1,390,000	68,805	68,805	68,805	137,610	1,598	1,599	3,197	70,403	70,404	140,807	11,120	11,120	22,240	81,523	81,524	163,047

## 8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日

### (1) 納付方法

#### 【ゆうちょ銀行からの引落しを希望する方】

保険料納付取扱金融機関は、**ゆうちょ銀行(郵便局)のみ**となりますので、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」のゆうちょ銀行口座記入欄(本人(被保険者)名義の口座に限る)のご記入をお願いします。

**加入申請後に所定の「自動払込利用申込書」を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)窓口でお手続きください。**

#### 【ゆうちょ銀行からの引落しを希望しない方】

当組合よりお送りする払込取扱票(保険料納付書)は、初めにお送りするもののみとなります。**それ以外の月の払込取扱票(保険料納付書)はお送りいたしませんので、ご自身で振り込みを行っていただく必要があります。**

### (2) 納付区分

#### 【毎月払い】

原則、最初の2ヶ月間は払込取扱票(納付書)にて納付、3ヶ月目以降はゆうちょ銀行口座からの自動引落となります。

#### 【1年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度末(3月分)まで」をそれぞれ払込取扱票(納付書)にて納付、翌年度(4月分)以降は自動引落となります。

#### 【半年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度の9月分(もしくは加入年度末(3月分))までをそれぞれ払込取扱票(納付書)にて納付、加入年度の10月分(もしくは加入した翌年度(4月分))以降は自動引落となります。

### (3) 納付期限日

納付区分		納付期限日(引落日) ※10日が土・日・祝日の場合は翌営業日
毎月払い	毎月	毎月10日
1年払い	4月～翌年3月分	3月(※引落日は後日ご案内)
半年払い	4月～9月分	3月(※引落日は後日ご案内)
	10月～翌年3月分	9月10日

**※残高不足により、保険料の引落ができない場合は、納付期限日の翌日に資格喪失(脱退)となりますので、ご注意ください。(6. 資格の喪失(脱退)③の場合に該当)**

## 9. 健康保険組合への届出

次の場合には、健康保険組合に届出が必要です。詳細は当組合ホームページをご確認ください。

- ① 就職により被保険者となったとき
  - ② 氏名、住所を変更したとき
  - ③ 家族（被扶養者）に異動が生じたとき
  - ④ 市区町村等の医療費助成を受けるようになったとき
  - ⑤ 第三者の行為により生じた疾病、負傷（交通事故等による）を治療するとき
- ※所定の書類を提出していただくことになりますので、必ずご連絡ください。

## 10. 保険給付

従来どおりの給付が受けられます。（継続給付でない傷病・出産手当金を除く）

任意継続被保険者の資格取得後、給付の対象となった場合は、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」にご記入いただきましたゆうちょ銀行口座へ給付金をお支払いいたします。なお、ゆうちょ銀行口座からの保険料引落しをされない場合、別途給付金振込口座（被保険者名義）の届出が必要です。

## 11. 保健事業の利用

当健康保険組合の各種保健事業は、従来どおりご利用いただけます。

## 12. 資格喪失後の受診

当組合の資格喪失後に保険診療や健康診断を受けた場合、当組合負担額を返還していただくことになります。

ご不明な点はKDDI健康保険組合（TEL03-5212-3311）へご連絡ください

# Q&A

## 目次

- ① 加入に関する質問
- ② 保険料に関する質問
- ③ 添付書類に関する質問
- ④ 各種証類に関する質問
- ⑤ 加入後、脱退のお手続きに関する質問

## ① ▲加入に関する質問▲

Q1 任意継続被保険者制度（以下、任意継続）と国民健康保険制度（以下、国保）の違いを教えてください。

保険料の算出方法が異なるほか、給付に関する部分での大きな違いといたしましては、任意継続も国保も入院時に高額な費用がかかった場合に、高額療養費として払い戻しが受けられる制度（＝高額療養費制度）が設けられておりますが、**当組合では独自の制度として、高額療養費に加えて付加給付金制度がございます。**健康保険法で定められた法定給付よりもさらに負担が軽減される制度となっております。

## ② ▲保険料に関する質問▲

Q2 任意継続加入中に、保険料が変わることはありますか。

**変わる場合があります。**

任意継続保険料は、「保険料率×退職時の標準報酬月額」で計算した金額となります。

保険料率は、年度ごとに見直しが行われますので、保険料が変わる場合があります。

標準報酬月額（※）は、在籍中の月給に基づいて算出した金額であり、退職時に適用されていたものを計算に用いるため、基本的に2年間変わりませんが、標準報酬月額の上限が年度ごとに変更となることにより、保険料が変わる場合があります。

（※）標準報酬月額とは・・・毎月のお給料の支給額を一定の範囲にあてはめたもの

**【★ご参考までに】**国民健康保険は、前年の収入に応じて保険料が決定します。

そのため、任意継続へ1年加入後、再度保険料の比較を行い、国民健康保険の方が安い場合は、国民健康保険へお切り替えされる方もいらっしゃいます。

Q3 保険料の支払い方法は、口座引落のみですか。

また、口座引落はゆうちょ銀行以外の金融機関を指定することは可能ですか。

口座引落以外に、**ご自身で当組合指定口座へ直接お振込みも可能です。**

口座引落は**ゆうちょ銀行のみ**となっております。

Q4 加入途中で、納付方法（振込⇔口座引落）を変更することは可能ですか。

**できます。**変更を希望される場合は、当組合までご連絡ください。

**Q5 年度の途中で、納付区分（毎月払い・半年払い・1年払い）を変更することはできますか。**

毎月払い・1年払いの方は年度途中での変更はできません。変更をご希望の場合は、毎年2月中旬ごろにお送りする次年度の保険料案内に同封しております納付区分変更届にて、お手続きをお願いします。

半年払いの方につきましては、年度途中である10月以降の保険料を、毎月払いへ変更することができます。変更をご希望の場合は、毎年8月中旬ごろにお送りする下期の保険料案内に同封しております納付区分変更届にてお手続きをお願いします。

なお、半年払いから1年払いへの変更につきましては、毎年2月中旬ごろにお送りする次年度の保険料案内に同封しております納付区分変更届にて、お手続きをお願いします。

**Q6 初回保険料の払込取扱票（納付書）が届きました。それぞれ納付期限が記載されていますが、一度にまとめて振込みしてもよいですか。**

金額に誤りがないようお振込みしていただければ、**合算しても問題ございません。**

**Q7 任意継続加入後、再就職先での健康保険加入が決まった場合、保険料は還付されますか。**

再就職先の健康保険加入月（＝任意継続の資格喪失（脱退）月）以降に保険料のお支払いがある場合につきましては、**還付いたします。**

就職に伴い、任意継続を脱退する場合は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」などのご提出をお願いしております。当組合へご提出の確認が取れ次第、保険料の還付が発生した場合は、**別途、還付請求書を発送いたしますので、ご記入の上、当組合へご返送ください。**

**Q8 任意継続へ加入しましたが、加入した月中に再就職先の健康保険への加入が決まっています。この場合についても保険料は還付されますか。**

法令上、保険料は日割り計算となりません。そのため、**取得（＝加入）月と喪失（＝脱退）月が同月の場合、保険料は還付することができません。**

**Q9 子ども・子育て支援金について、令和8年4月分保険料納付分より徴収となるとのことですが、なぜ、子どもがいない世帯や子育てが終了している世帯でも負担をしなければならないのですか。自分には関係ないので、負担したくありません。**

少子化・人口減少の問題は、日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、子どもがいない方や子育てを終えている方などにとっても、極めて重要な課題です。したがって、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持つものです。**負担を拒否することはできません。**

#### Q10 子ども・子育て支援金について、支援金は何に使用されるのですか。

支援金が充てられる事業は、「児童手当の拡充」・「妊婦や乳幼児等のための支援給付」など、法律（子ども・子育て支援法）で定められており、**それらの事業以外の目的で使用されることはありません。**

### ③ ▲添付書類に関する質問▲

#### Q11 加入を申請する家族がいます。添付する「所得証明書」について、市区町村（役所）で、「所得証明書」「課税（非課税）証明書」という名称の書類はないと言われましたが、何を提出すればよいですか。

「住民税証明書」「都民税・区民税証明書」「市民税・県民税証明書」等、**自治体により名称が異なります。**申請時点で取得できる最新年度の証明書で、**課税所得金額（給与・公的年金は収入金額と所得金額）が記載されたもの**を取得し、ご提出ください。

#### Q12 申請する家族が無職無収入であるが、所得（課税・非課税）証明書の提出は必要ですか。

**収入の有無に関わらず、添付が必要**となります。

#### Q13 所得（課税・非課税）証明書ではなく、源泉徴収票のコピーでもよいですか。他の書類で代用できないでしょうか。

**源泉徴収票は認められません。**給与以外の収入（営業所得・不動産所得・配当所得等）の有無が確認できないためです。

### ④ ▲各種証類（資格確認書と資格情報のお知らせ）に関する質問▲

#### Q14 任意継続へ加入した場合、現在使用しているマイナ保険証や資格確認書は、そのまま使用できますか。

**使用できません。**任意継続へ加入されると、健康保険の記号と番号が変更となることから、使用することはできません。  
任意継続の加入手続き完了後、改めて「資格確認書」、もしくは、マイナ保険証の利用が可能となったことをお知らせする「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

#### Q15 資格確認書とはどのようなものですか。

マイナ保険証をお持ちでない方などに交付しており、**従来の健康保険証と同じ効力を持ちます。**医療機関へ提示すれば、保険診療を受けることができます。（4～5ページ参照）

**Q16 資格情報のお知らせとはどのようなものですか。**

健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードをお持ちの方に交付しており、当組合に資格情報が正しく登録されたことのお知らせする文書です。

このお知らせのみでは医療機関を受診することはできません。医療機関でオンライン資格確認が導入されていない、またはシステムの都合でオンライン資格確認ができなかった場合、マイナンバーカードと一緒に提示すれば保険診療を受けることができます。(4～5ページ参照)

**Q17 資格確認書もしくは資格情報のお知らせのいずれか交付していただけるとのことですが、自分でどちらを交付してもらうかの希望はできますか。**

できません。マイナンバーカードを所持しているかや、健康保険証利用登録が完了しているかなどを、マイナンバー（個人番号）による情報連携により当組合で確認を行い、いずれかを交付いたします。

**Q18 手元に資格確認書がない、もしくは新しい資格の切り替え中で、マイナ保険証が使用できない期間が発生しますが、代わりとなるものを交付していただけますか。**

交付しておりません。医療機関を受診する場合は、新しい資格への切り替え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願いいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、資格確認書もしくは（マイナ保険証お持ちの方は）資格情報のお知らせを受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくこととなります。

**Q19 先日、初回保険料を振込みました。マイナ保険証はいつから使用ができますか。また、資格確認書や資格情報のお知らせはどのくらいで届きますか。**

初回保険料をお振込みいただきますと、振込日の翌営業日に当組合で入金の確認が取れますので、その日（振込日の翌営業日）からマイナ保険証の使用が可能です。

また、マイナ保険証を使用していない方へ交付する資格確認書につきましては、遅くとも振込日の翌々営業日にご自宅へ発送しております。

マイナ保険証を使用している方へ交付する資格情報のお知らせにつきましても、遅くとも振込日の翌々営業日にご自宅へ発送しております。

**Q20 在籍中に使用していた資格確認書はどこへ返却するのですか。**

事業所のご担当者様へご返却となります。当組合ではございませんのでご注意ください。（資格確認書の交付を受けていない方は返却の必要はございません）

## ⑤ ▲加入後、脱退のお手続きに関する質問▲

### Q21 加入途中で、国民健康保険へ切り替えはできますか。

できます。ご希望の方は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」（当組合ホームページより印刷可）をご提出ください。

ご提出後、当組合より資格喪失通知書・健康保険資格喪失証明書を発送いたしますので、その書類で国民健康保険の加入手続きをお住まいの市区町村で行ってください。当組合の資格喪失日以降に、資格確認書（交付を受けている方のみ）をご返却いただくことになります。

※任意継続加入時にマイナ保険証をご使用されており、資格確認書の交付を受けていない方はご返却いただくものはございませんが、別途、限度額認定証、特定疾病受領証の交付を受けている場合はご返却が必要です。

※資格確認書、マイナ保険証は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」をご提出された月の月末まで有効。翌月1日資格喪失となります。

### Q22 加入途中で、再就職先での健康保険加入が決まった場合、どのような手続きが必要でしょうか。

- ① 健康保険 任意継続被保険者資格喪失申出書※当組合ホームページより印刷可能
  - ② 就職先で交付された資格情報のお知らせまたは資格確認書の写し（本人分のみ）  
※新たに健康保険に加入した日付がわかる書類などでも代用できます
  - ③ 当組合が交付している資格確認書原本（家族分含む）  
（資格確認書の交付を受けていない方は添付の必要はございません）
- ①～③全て揃った時点で当組合へご提出ください。